

安全装置等導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象装置

危険予測に効果があると思われる安全装置等（以下の（１）～（３）で、別表に示すもの）で、岐阜及び飛騨ナンバーの事業用貨物自動車に平成26年3月16日から平成27年3月15日に導入（新品）する装置を対象とする。

（１）後方視野確認支援装置（バックカメラ）

- ①後退時の後方視野が確保できること。
- ②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
- ③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

なお、装置の装着にあたっては道路運送車両法の保安基準に抵触しないこと。

- （２）呼気吹込み式アルコールインターロック：国交省の技術指針に適合するもの
- （３）後付ASV装置：国交省のASV補助の対象装置（既存車両への装着に限る）

2. 助成金額

- （１）装置1台につき対象装置ごとに 10,000円【前項(1)(2)は別途全ト協より10,000円】

※但し、国等の補助を受ける機器は、助成を受けることができません。

- （２）保有車両数（以下、車両数）により、助成台数の上限を設ける。
 - ①車両数30両以下は、10台まで（ただし、保有車両数まで）。
 - ②車両数30両超は、車両数の3分の1（小数点以下切上げ）とし、30台を上限とする。

※保有車両数（被牽引車を除く）は、平成26年3月末日現在とする。

3. 予算

350万円

4. 交付申請期間

平成26年4月14日（月）～平成26年12月19日（金）

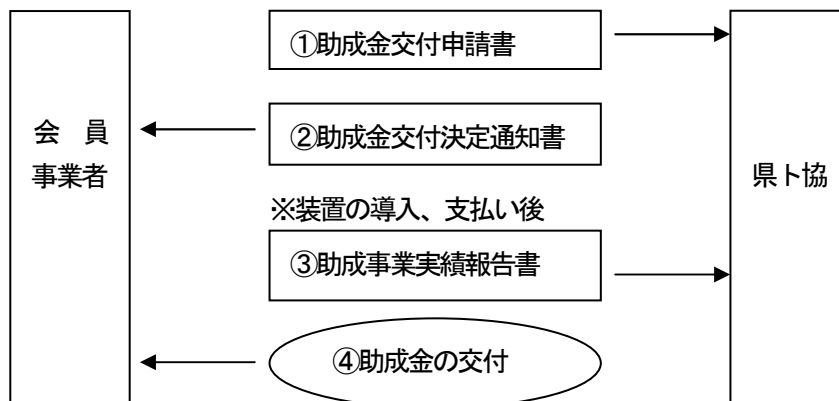
5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

- （１）交付決定通知：申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。
- （２）安全装置等導入促進助成事業実績報告書（様式3）
 - 装置導入・支払後、速やかに実績報告書（助成金交付請求書）にて報告する。
 - 最終報告期限は、平成27年3月16日（月）とする。（機器代金の支払いは3月31日迄認める。）
- （３）全日本トラック協会の助成（装置1台当り10,000円）。
 - ※当協会への実績報告順に申請し、予算に達し次第終了とする。

〈助成のフローチャート〉



※交付決定後の申請の変更又は取り下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。